

学校法人東京国際フランス学園
令和2年5月25日開催
評議員会決議録

日時 令和2年5月25日

場所 学校法人 東京国際フランス学園（リモート会議）

出席評議員：

- (1) ローラン・ピック：仏大使、法人副理事
- (2) ジャン＝バティスト・ルセック：仏大使館公使
- (3) ピエール・コリオ：仏大使館文化参事官
- (4) カトリーヌ・ウンサモン：仏大使館文化副参事官
- (5) ネルソン・ダコスタ：仏大使館副領事
- (6) クリストフ・セルリエ：仏大使館会計官（コリオ氏に投票権を委任）
- (7) エリ・キュイエレ：仏大使館大学交流担当官
- (8) クリステル・ダヴィエ：仏大使館総務部長（ヴァインベルグ氏に投票権を委任）
- (9) ローラン・ヴァインベルグ：法人事務局長
- (10) クロード・ウレン：法人総務部長
- (11) マリー・ドイランベール：中・高等科校長
- (12) ジル・サンセバスチャン：幼児・初等科校長
- (13) ルネ・カラズ：生徒保護者代表
- (14) ピエールフランソワ・ヴィルキャン：生徒保護者代表
- (15) ジャンフランソワ・ブラン：教職員代表
- (16) ステファニー・デュコルネ：教職員代表
- (17) ヴァンサン・ギメール：教職員代表
- (18) エヴリーヌ・ダヴネ犬塚：在日フランス人選挙区選出議員
- (19) フランソワ・ルーセル：在日フランス人選挙区選出議員

欠席オブザーバー：

ティエリ・コンシニー：在日フランス人選挙区選出議員

欠席評議員：

- (1) ジル・アルモスニノ：フランス在外教育庁アジア圏調整役
- (2) フランソワーズ・マトッシ：仏教育省視察官（北京）
- (3) マリーエレーヌ・テルニ：仏大使館領事

- (4) マクサンス・ロバン：仏大使館フランス語担当官
- (5) アルメル・カイエール：フランス商工会議所会頭

本日の議事：

1. 議長の選任
2. 2020 年 1 月 29 日評議員会議事録の承認
3. 寄附行為の変更（本校法務担当提案）

校長からの説明として、今回の評議員会は、2020 年 1 月に開始された法人寄附行為の最終変更の承認のために招集されたとし、これは理事会が学年末の理事会の前に変更についての検討を引き続き行っていきたいとしたためであると述べる。

理事会及び評議員会細則（19 条）では、評議員会は少なくとも年に 1 回開催されると提議しているため、今回第二回目の評議員会の開催することとなった。

1 議長の選任：ピエール・コリオ氏が任命される。

仏大使が冒頭の挨拶として、コロナ感染症拡大の影響によるリセの現状と、学校再開の見通しについて述べる。

またフランスの感染予防措置（特に教室の受入生徒数に関わってくる社会的距離）と日本で推奨される予防措置（国、都道府県、市区町村）について説明する。保護者が強く望んでいる授業の再開は、これらの予防措置や多くの制約（教員数の制限等）、そして時には矛盾を孕んだ制限措置を遵守しながら実施されなくてはならない。

よって、5 月 22 日（金）、保護者に向けて一つの提案がなされたが、さらに関連決議機関で協議にかけられる予定である。本日の評議員会もこの点について話し合いを行う機会となる。

一方で、仏在外教育庁の緊急対策プランの一環として実施された措置について再度言及する。奨学金の申請及び異議の申立て、支払い便宜、リセの連帯基金への申請等が挙げられる。

また仏在外教育庁から新たな指示があり、幼児科授業料の 30%免除と 2020 年新学期の授業料値上げの凍結が挙げられた。

リセの運営資金でこれらの措置が賄えることから、学校関係者の期待に添えるよう使うべきであろう（とはいえ、ここに提示された以外の減額措置はできない）。

2 前評議員会議事録（2020 年 1 月 29 日）の承認

投票：全会一致で承認される。

3 学校法人寄附行為の変更

今年、2019 年 5 月 17 日の私学法改正に伴って法人寄附行為が変更された（2020 年 2 月 13 日理事会参照）。本校の法務コンサルタントは、その後評議員会の要請により改正事項を確認し、前回に引き続き法改正による変更に加えてその他の更新事項も提案した。

青で示している部分が変更案で、6月4日の理事会での承認に先駆けて評議員会に提出されたものである。前回承認された変更部分はすでに変更済みであり改めて示されていない。今回の変更案で特記すべきは、生徒保護者代表と卒業生代表を区別したことである。現在は二名の評議員（保護者代表）がこの二つのカテゴリーを代表している。そのため、事務局長と保護者代表の間で協議が行われ、評議員会の評議員数を増やし、本校卒業生代表評議員を1名、生徒保護者代表を2名とすることが提案された。

これらの変更案が評議員会に提出され異議がみられなかった。
よってすべての変更案が承認される。

4 議長が保護者より提出された質疑に移ることを提案。

保護者の質問：

1. 3学期授業料の支払期日を迎えた現在、運営資金はどの程度あるのか。

2020年3月31日時点では税込15億8200万円であったが、ここから積立金として3億4500万円ほど差し引かなくてはならない。会計年度が終わり、滝野川校以外の予算項目がすべて赤字であったにもかかわらず、全体として400万円の黒字収支となった（滝野川校が赤字額をすべて吸収した）。

4月30日時点ではこの運営資金は増加しているが、まだ年度の最初の月に過ぎず、2021年3月31日の収支予測は大きな赤字額を示している（およそ1000万円）。よって運営資金は減少、80日から85日の自立運営可能日数にとどまっている。これは90日と定められた日本の安全余裕率（災害リスクや為替変動リスクのため）を下回っている。
またこれらの予測は、仏大使が冒頭で述べた措置を導入する前に行われた。

2. 運営資金はすでに様々な支払い免除（給食費、課外活動費等）を補填するために使われているが、仏在外教育庁が推奨する安全余裕率まで戻すためにはどのくらいの時間がかかるのか。またそのレベルまで戻す義務があるのか。

これは各タリフ、生徒数、そして予算による。もし状況が安定してくれば運営資金は会計年度中に増加する。しかし今日現在（5月25日）、生徒の入学登録に関して憂慮すべき要因は特に見あたらない。よって生徒数は予算建てを行った時に見積もられた数に合致すると予想できる。

3. 3学期の授業料について、各課程毎（幼児科・初等科・中等科・高等科）に30%と50%の免除を実施した場合の見積もりを出すことは可能か。

以下、課程毎に30%及び50%の免除を実施した場合の料金（円）である。

	正規料金	-30%	-50%
幼児科	67 324 900	20 199 000	33 662 450



自立運営可能日数 19日 32日

4. 閉校中に可能となった節減または発生した追加支出を数字で示してほしい。

挙げられる。しかし清掃業者への支払いは継続した。バス会社からの請求（月額1200万円）はなかったが、関連部門の人件費等は支払いが行われた。

給食部門に関しては、食料品は予算月額の3%を示している（年間予算は7700万円）。人件費は月額700万円ほどであった。これに感染症対策関連の備品支出400万円が加わる。よって学校全体の合計損失額は4200万円ほどとなる。

5. 本校の職員カテゴリーの中で一時休業措置が適用された職員はいるか。
6. 就業規則に一時休業についての規定はあるか。もしなければ、危機的状況の際に一時休業措置の規定を設けるための協議を行うことは可能か。

給食職員17名についてもこれを適用していれば月額250万円の節減となったはずである。しかし閉校がいつまで続くかという点で見通しが立たなかったため、本校の就業規則に規定されていないこの措置を設けるために必要な労使協議を行うことができなかった。この事案は人事委員会で取り上げられることになる。

7. 今回の状況を補填するため、現在まで日本政府の支援金を使っていないのはなぜか。

政府の補償金は利益が大幅に減少した企業に向けたもので、本校には該当しない。また、結果がかなり不確実と思われる補償金申請をするには、複雑な書類準備を担当する日本人職員が必要であるが、すでに業務がたてこんでおり、実現できるものではなかった。

教職員代表が、本日（5月25日）告知された公立及び私立学校に向けた日本政府の補償金について言及する。

仏在外教育庁が拠出する1億ユーロについては、まず資金の問題を抱えるフランス学校に充当されることになるが、本校はこれに当てはまらない。またこれらの資金援助はすべて払い戻しをしなくてはならないものである。

8. 今日の時点で、何名の保護者が連帯基金の申請を行ったか。またその支給額はどの程度と見積もられるか。

5月22日の時点で、22名の保護者（そのうちフランス国籍をもたない保護者は5名のみ）からの申請があった。連帯基金は約1000万円を備蓄しているが、基金の不足に備えてこれを追加する予算項目が加えられた。

9. 2020年－2021年度に、感染の再拡大や災害等に備え、遠隔授業に必要な規定を見直し、場合によってはこれを拡大させるための協議会を設けることはできるか。すなわち、コミュニケーションの方法や、遠隔授業ツールの選択検討、そのための教員研修、一日または数日にわたって実際に確認テストを実施するなどが考えられる。

校長は、本校がすばやく行動に移り、教員と共に中・高等科の自宅学習マニュアルを作成し、保護者へ連絡したことに再度言及する。また、教育方法に関する各教員の自治という観点から、教員宅のデジタルツールやインターネット装備（備品一式の貸与）等に依存する条件下で、ツールや教材を一元化して教員に押し付けることはできないとする。しかし、今回定期的に修正・調整等が教員と協力して行われていたと述べる。

幼児・初等科校長が、今回の経験から教訓を引き出すためにすでに検討を始めたにつけ加える。例えば、CE2の生徒からメールアドレスを使用させ、初等科で使われているIT学習プログラムの統一を図るなどである。

保護者代表は、リセが素早く状況に対応したことに同意するとともに、その仕事ぶりを称賛する。

中・高等教育科の教員代表は、リセの有能さについて強調、他のフランス学校と比較してもレベルが高いと述べ、対応の早さについてはトップ5に入ると言及。というのも、役員事務局は休暇中に行動を開始、副校長は時間割を見直し再構築した。このおかげで教員自身が素早く効率的に対応することができた。反して、彼が知る他のフランス学校では、同様の措置をとるまで数日、数週間もかかったと説明する。また教員間で行われた密なやり取り、情報・資料の共有、IT担当者の支援等についても述べ、結論としてIT学習ツールの研修を強化することの有効性を挙げる。

10. 2020年－2021年度に予定されている授業料値上げ（+1.8%）を次年度に延期することはできないか。またそれに伴ってキャンセルまたは延期されるプロジェクト、そして将来的に発生しうる影響等にはどのようなものがあるか示してほしい。

1.8%の授業料値上げは3000万円に相当する（そのうち0.87%は職員の年功昇給、また0.47%は消費税率引上げ、残りの0.38%は不動産計画の資金用）。

最後に、保護者代表が教員に感謝の意を示す。

会議は19時40分に終了する。

書記：マリー・ドイャンベール

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン